

20220525【領事班からのお知らせ】日本における海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業（2回目接種と3回目接種の接種間隔期間の変更）

【ポイント】

現在、羽田・成田空港で実施している海外在留邦人等を対象とした新型コロナ・ワクチン接種事業について、5月25日（水）から3回目の接種の時期が、「2回目接種から少なくとも5か月経過した後」に変更されました。

【本文】

1 現在、羽田・成田空港で実施している満12歳以上の海外在留邦人等を対象とした新型コロナ・ワクチン接種事業について、5月25日（水）から、3回目の接種時期が、これまでの2回目接種から「少なくとも6か月経過した後」から「少なくとも5か月経過した後」に変更されました。

2 この運用変更に伴う措置に基づいた予約開始は、5月25日午前10時以降（日本時間）からとなります。なお、既に予約済みの方が予約日程の前倒しを希望される場合には、予約サイトにおいて予約日時の変更も可能です。

3 本事業により接種を希望する場合には、本邦入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上で渡航予定・計画を立ててください。

本事業に関する詳細は、外務省海外安全HP（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）に掲載されておりますので、そちらをご確認ください。

.....

この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録された方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします

（問い合わせ窓口）

在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu  
City, Philippines

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)